

「社会保障改革案」に対する意見

平成23年6月2日

総務大臣 片山善博

○社会保障制度と自治体

年金を除く社会保障の大部分を地方自治体が担っているにもかかわらず、その自治体の意見を聴く機会がこれまでごくわずかしかない。しかも、その意見すらほとんど反映されていない中で政府が主催する集中会議が拙速に改革案をまとめることは、現政権が標榜する「地域主権」が画餅ないし羊頭狗肉であるとの謗りを免れない。

○自治体を実施する社会保障施策の全体像を把握すべき

制度として確立している自治体の事業については、その財源が国庫補助金であろうと一般財源であろうとそれらを区分することなくそれら事業の全貌を把握し、そのあり方及びそのために必要となる財源について論じられなければならない。

国費が関与する事業以外の事業について、自治体の自由裁量で廃止しても政府は頓着しないといわんばかりの「改革案」は全く当を得ていないし、政府のこの問題に対する真剣さが疑われる。

○自治体の社会保障財源の確保

自治体を実施する社会保障施策に要する財源については、国庫補助事業及び単独事業の全体についてその実施が可能となるような配慮が必要である。その際、単独事業についてはいわゆる課税自主権の拡大による税源確保で調達することを検討する旨の記述があるが、これを制度化された単独事業の財源とすることは全く現実的でない。これら単独事業の税源についても地方消費税をはじめとする地方税財源で確実に保障することが不可欠である。

○地方消費税成立の経緯と今後のあり方

消費税が導入される時点で、それまで存在した地方個別消費課税(普通税としての電気税・ガス税、料理飲食等消費税など)を整理し、減税に伴う減収分の補てんと併せ地方消費税及び地方交付税財源に再編したものである。この経緯を無視して地方消費税までも福祉目的財源に特化することを自治体側が容認することは断じてない。